

大阪府後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 8 号

大阪府後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪府後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成 1 9 年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条給付課の項の末尾に「健康長寿係」を加える。

第 3 条事業係の項の次に「健康長寿係」の項を加える。

第 3 条事業係の項第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条健康長寿係の項に次の 1 号を加える。

(1) 高齢者保健事業に関すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。